

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備 <法第41条>

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、芦屋市国民保護計画（以下「市保護計画」という。）の基本的考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び防災担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話や、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長の代替職員については、市対策副本部長がこれに当たりその職務を代理することとする。

2 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準に基づき職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、消

防団に係る広報活動，全国の先進事例の情報提供，施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い，消防団の充実・活性化を図る。

また，市は，県と連携し，消防団に対する保護措置についての研修を実施するとともに，保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに，市は，消防本部及び消防署における参集基準を参考に，消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制、物資、資機材等も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関等その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等 <法第3条>

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市保護計画の県への協議 <法第35条>

市は、県との保護計画の協議を通じて、県の行う保護措置と市の行う保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町との連携

(1) 近隣市町との連携 <法第3条、第17条、第147条>

市は、近隣市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町相互の保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防本部は活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握 <法第3条>

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等 <法第147条>

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第3 市民に期待される取組等

保護措置の円滑な実施のため、市民に期待される自主的・自発的な取組や市民との連携について定める。

1 市民に期待される取組

(1) 住民及び自治会等に期待される取組

ア 平素における取組

- (ア) 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持出し品を準備しておく。
- (イ) 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- (ウ) 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- (エ) 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- (イ) 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- (ウ) 自治会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- (エ) 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

ア 平素における取組

- (ア) 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材についての理解を深める。
- (イ) 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- (ウ) 地域における危険箇所を把握しておく。
- (エ) 市や消防本部と連携して、訓練を実施する。

イ 武力攻撃事態等における取組

- (ア) 市からの警報等の情報を市民に伝達する。
- (イ) 地域住民の安否確認を行う。
- (ウ) 市や消防本部と連携して、避難住民を誘導する。

2 市民との連携

市は、県と協力しながら、市民が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

3 自主防災組織等に対する支援 <法第4条>

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市との間の連携が図られるよう配慮する。また、保護措置についての訓練の実施を

促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

4 ボランティア活動への支援 <法第4条>

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第4 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

【非常通信体制の確保に当たっての留意事項】

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 市民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 |

第5 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備 <法第8条, 第16条>

市は、武力攻撃等の状況、保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有 <法第3条>

市は、保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備 <法第9条, 第47条>

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生・児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。その際、民生・児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の整備・管理に努める。

(3) 市民に対する情報伝達手段の整備

市は、市民に対する情報伝達手段として、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなど

して、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「あしや防災ネット」やエリアメール・緊急速報メールにより、市民への適切な情報伝達に努める。

(4) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業者その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集及び報告様式 <法第94条>

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 <法第94条>

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備 <法第126条, 第127条>

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)

平成 年 月 日 時 分
〇〇市

1 武力攻撃災害が発生した日時, 場所 (又は地域)

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A番B号 (北緯 度, 東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

第6 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安署及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施 <法第42条>

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (ア) 芦屋市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するための職員の実集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- (イ) 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

- (ウ) 避難施設・避難経路の確認，避難住民の誘導等の訓練
 - (エ) 避難施設の開設，炊出し等の訓練
- (3) 訓練に当たっての留意事項 <法第42条>
- (ア) 保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については，保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - (イ) 保護措置についての訓練の実施においては，市民の避難誘導や救援等に当たり，自治会，自主防災組織の協力を求めるとともに，特に高齢者，障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
 - (ウ) 訓練実施後には評価を行い，教訓や課題を明らかにし，市保護計画の見直し作業等に反映する。
 - (エ) 市は，市民に対し訓練への参加を要請する場合は，訓練の趣旨を事前に説明するとともに，訓練の時期，場所等は，市民が自発的に参加しやすいものとなるように努める。
 - (オ) 市は，県と連携し，学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し，火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - (カ) 市は，県警察と連携し，避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等防災対策に係る資料を活用するとともに、その他必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

(2) 隣接する市との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、

緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者，障がい者，外国人等への配慮 <法第9条>

ア 避難行動要支援者避難支援プランの活用

武力攻撃やテロ発生時においても，避難誘導に当たっては，自然災害時と同様，高齢者，障がい者，外国人等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが，平素から，自然災害時における取組として策定される避難行動要支援者の避難支援プランを活用する。

避難支援プランは，避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう，「要配慮者支援に係る全体的な考え方」と「要配慮者一人一人に対する個別計画」で構成される。

個別計画を実施するためには，避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが，①同意方式，②手上げ方式，③共有情報方式のいずれかの方法により，取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき，支援すべき避難行動要支援者を特定し，福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で，避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定するものとする。

イ 高齢者，障がい者等の日常的把握

市は，市立芦屋病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに，民間が管理する病院等についても，関係団体の協力を得ながら，これらの把握に努める。

また，市は，個人情報の取扱いに注意しつつ，民生・児童委員，訪問介護者，自主防災組織，ボランティア，自治会等の協力を得て，高齢者，障がい者等の状況を把握し，コミュニティファイル等を作成しておくなど，地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう，体制整備に努める。

ウ 情報伝達方法の整備

市は，音声情報や文字情報など，高齢者，障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また，日本語の理解が十分でない外国人に対しては，外国語ホームページでの発信や，多言語放送を行うコミュニティFMやFM放送の協力を得て，情報伝達を図るほか，必要に応じて，外国人団体及びN G O等の関係団体に対する情報提供により伝達が行われるよう努める。

エ 運送手段の確保等

市は，運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち，高齢者，障がい者，傷病者等に配慮した機能を有するものを，あらかじめ把握する。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これらの企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業者との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターン作成 <法第61条>

市は、関係機関（県、県警察、海上保安署等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項 <法第76条>

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置が行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 <法第71条、第79条>

市は、県が保有する市内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道, 定期・路線バス等)の数, 定員
 - ② 本社及び支社の所在地, 連絡先, 連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名, 起点・終点, 車線数, 管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名, 終始点駅名, 路線図, 管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名, 係留施設数, 管理者の連絡先など)
 - ④ ヘリポート (ヘリポート名, 滑走路長, 管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等 <法第71条, 第79条>

市は, 武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため, 県が保有する市内の避難候補路の情報を共有する。

また, 道路管理者である市は, 避難候補路について, 日ごろから整備・点検に努めるとともに, 武力攻撃災害発生時に被災した場合には, 安全の確保に配慮した上で, 迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は, 県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について, その活用を図り航空輸送を確保する。

5 一時集合場所の選定

市は, あらかじめ, 避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し, 地域住民に周知する。

6 避難施設の指定への協力

市は, 県が行う避難施設の指定に際しては, 必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに, 県が指定した避難施設に関する情報を, 避難施設データベース等により共有し, 県と連携して市民に周知する。

また, 施設管理者は, 当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し, 避難住民の生活や管理運営が確保できるよう, 設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

市は, 民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し, 救護所の設置, 救護班の派遣, 救護班の要請及び受け入れ, 被災患者の受け入れ, 医療機関相互の応援など, 特に初動期の対応が迅速に行えるよう, 平素から災害拠点病院, 地域の基幹病院, 医師会等との連携を図る。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等 <法第102条>

市は、市内にある生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

施行令	施設の種類	所管省庁名	
第27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省	
第27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
第27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省	
第27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省	
第27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
第27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
第27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
第27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
第27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省	
第27条10号	第28条1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	第28条2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	第28条3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	第28条4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	第28条5号	核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	第28条6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	第28条7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	第28条8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	第28条9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ボンベ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	第28条10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	第28条11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る上水道施設をはじめ公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係 <法第146条>

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ備蓄する。

(2) 保護措置の実施のために必要な物資及び資材 <法第147条>

保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携 <法第144条、第147条>

市は、保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 <法第43条>

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組の成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民が取るべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民が取るべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動を取る必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。